

宮城県人口減少・少子化等地域対策強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、人口減少や少子高齢化により生じる各地域の課題解決を図るため、事業を行う市町村及び民間事業者に対し、予算の範囲内において宮城県人口減少・少子化等地域対策強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号全てを満たす事業とする。

- (1) 地方振興事務所長（以下「所長」という。）が定める、人口減少や高齢化により生じる課題に対応する事業であること。
- (2) 国庫支出金及び各種財団等からの助成金を財源とする事業でないこと。
- (3) 他の県補助金の補助対象となる事業でないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、所長が定める市町村又は民間事業者であり、次に掲げる要件のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

2 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、宮城県警察本部長に照会することができる。

(補助率及び補助限度額等)

第4条 補助率は3分の2以内で所長が定める率とする。

2 補助限度額は、所長が定める額とする。

3 補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と補助限度額のいずれか低い方の額とし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、人口減少や高齢化により生じる課題の対応に要する経費として所長が定める経費とする。ただし、以下に掲げる経費は、補助対象外とする。

- (1) 人件費（ただし、事業実施のために一時的に雇用する場合を除く。）
- (2) 用地費
- (3) 貸付金及び保証金

(4) 基金への積立金

(5) 施設整備に要する経費（ただし、施設整備以外の事業と連携する上で必要不可欠な場合を除く。）

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、所長が別に定める日とする。

2 申請者は、第1項の補助金交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 所長は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合は、事前に様式第2号による変更承認申請書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

イ 補助目的に変更をもたらさない事業計画細部の変更

ロ 補助事業に要する経費の20%以内の減少の変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、事前に様式第3号により所長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては速やかに所長に報告してその指示を受けること。

(4) 所長は、第1号又は第2号の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(実施状況の確認)

第9条 所長は、補助事業の実施状況の確認のため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して調査を行うことができる。

(実績報告)

- 第10条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとする。
- 2 前項の補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止の承認の日から起算して30日を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定等)

- 第11条 所長は、前条の規定により補助事業実績報告書の提出があったときは、規則第13条の規定に基づき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。
- 2 所長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対しその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令のなされた日から15日以内に県に当該超える部分の額を納付しなければならない。
- 4 所長は、補助事業者が補助金の返還を命じられ、前項に規定する期限内に納付しない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第12条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、所長は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、交付決定額の範囲内で概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は様式第5号によるものとする。
- 2 所長は、第1項の規定による請求書の提出があった場合には、当該請求書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第6号により所長に報告するものとする。
- 2 所長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

- 第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助事業の完

了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第15条 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加した財産の価格が50万円以上のものとする。

2 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、様式第7号による財産処分承認申請書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

(処分の制限を受ける期間)

第16条 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(書類の備付け等)

第17条 補助事業者は、前条の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、その財産に係る財産管理台帳を様式第8号により作成し、関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 所長は、補助事業者が第8条に規定する条件に違反したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(提出部数)

第19条 この要綱により所長に提出する書類の提出部数は、それぞれ1部とする。

(その他)

第20条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。